

# 長崎砂糖考 (6・最終回)

本会幹事

村崎春樹

## 砂糖にまつわる贈物、貰い物、盈物(こぼれもの)

天明5年(1885)

長崎奉行戸田出雲守は唐船主から遊女への贈砂糖を1千斤(600kg)に限定し、猥りに多く与えることを禁じる布令を出した。

卯11番船主程赤城は遊女夕梅へ、辰8番船蔣嵩三氏は萩の戸へそれぞれ白砂糖2千斤(1,200kg)を贈りたいと奉行所へ願ひ出、例外として特別に許可が出された。

蔣嵩三は萩の戸へ手紙を認め書き送る

「長崎会所から白砂糖の代金を受取たらよくよく儉約して行く末の暮らし方を計りなさい。無駄遣いしたり、うっかり他人の口車に乗らぬ様に、切に祈っています」

萩の戸は代銀4貫836匁8分8厘(約9,553千円)を受取る

文化5年(1808)

ドーフ(33)が呼入れた寄合町の遊女屋京屋抱えの瓜生野(26)に丈吉が生まれる。ドーフはその子に道富丈吉の名をつける

文化11年(1814)12月ドーフが幕府に嘆願書を提出する

- 1、丈吉をオランダに連れて帰りたいが、日本の国法では海外渡航は許されないこと
- 2、丈吉を地役人に取り立て、薬種目利か端物目利にして頂きたい
- 3、バタビアから白砂糖300匁を長崎会所に差し出し、会所に売却方を願って、その代銀を会所に備え付け、その利子で1か年4貫目ずつ丈吉に与えて欲しい

嘆願書を受け取った遠山左衛門尉は幕府に上申する

文化12年(1815)9月、奉行遠山左衛門尉はドーフの愛児道富丈吉と新大工町乙名を奉行所に召し出す。

ドーフの希望を入れて白砂糖の利子として年々銀4貫目(約7,900千円)ずつ丈吉に渡すこと、追って成人の上は相当の役目に任用すること、町年寄には丈吉の保護を委託することを申し渡す。

文化4年(1821)8月、丈吉(14歳)が新規に唐物目利役に任じられる。混血の地役人は初めて、従来の受用銀4貫目のほか役料として銀1貫目(約1,975千円)ずつ給与される。

文化7年(1824)、丈吉が17歳で死去。厩台寺後山に葬られる。

文政7年(1824)

出島商館長 ヨハン・ウィルヘルム・ド・ステュレルから町年寄への『在津中出島江雇入候日雇共之儀ニ付横文を以願出候和解』において「阿蘭陀船在津中日雇之者共諸荷物盜候儀ニ付毎々御取締方厳敷被仰出も有之候得共畢竟(ひっきょう)下賤(げせん)貧窮(ひんきゅう)之者共故定賃金之外為助成数籠之砂糖并屑蘇木等も年々差遣候処其詮も無之盜事年々増長仕候所より毎度場所取騒キ役間欠二相成候儀間々有之其外盜事ニ付ては色々手数相懸り難渋之儀共度々差発候事故故逸々申上」と出島の日雇い人夫による盈物を名目とした盗み行為に対して、それを賃金の他に一定量の砂糖と蘇木を支

給していた。これこそが定常の盈物と考えられる。

また、文化5年(1808)『辰五番船宿町雑用(ぞうよう)銀勘定帳』に

「一 御手当砂糖売渡候ニ付左之通宿老江釣合書出ス  
覚

一 白砂糖 九刻印 三千斤

右者日雇頭水主等江被下砂糖御改マ

売渡申侃相違無御座候仍而売渡手形如件

唐船方頭取日雇頭 久吉

西浜町 松本屋 勝平殿」

とあり、荷役にかかわる日雇い人夫や水夫に支給された砂糖を売却した記録であり、オランダ人のみならず唐人も同様に盈物を正規に支給していたことが判る。本来は積み荷からこぼれ落ちた砂糖やその他のものであったのが、あたかも正規な賃金と同様な副収入とし

て取り扱われていたことが窺い知ることが出来る。

これにより、長崎市内に砂糖が出回ることになる。

## 長崎における砂糖貿易の終焉

江戸中期から、国産の砂糖も生産され輸入砂糖の比重は低下していったが、さらに開国により大消費地に近い神戸、横浜が開港され輸入の中心が移行していったが、慶応3年(1867)長崎港の輸入の主力は、軍艦や大砲、小銃などの軍需品が主力の最大輸入港として位置づけられていた。しかし、その一方では輸入貨物6割は一般貨物であり、量は減少するものの377千ドル相当の砂糖が輸入されていたが、従来のオランダ船、唐船(中国船)からイギリス船による輸入に大幅に輸入元が変化していた。さらに横浜、神戸の港湾が整備されると、長崎における砂糖の輸入はしだいに少量となっていき、実質的な終焉をむかえる。 おわり

